

財政福祉委員会資料

平成26年 3 月12日

財 政 関 係

目 次

	頁
1 市税の主な税目別収入額の推移-----	1
2 市民税収入見込みにおける参考指標-----	2
3 平成26年度税制改正の主な内容と影響額-----	3
4 法人市民税の税制改正による影響額-----	5
5 個人市民税の納税義務者数等の推移-----	6
6 個人市民税（所得割）の所得階層別納税義務者数-----	7
7 法人市民税法人数の推移（資本金区分別、税率適用区分別）-----	8
8 法人市民税（法人税割）の業種別推移-----	10
9 軽自動車税の税制改正の内容と影響額-----	11
10 市税の差押件数の推移-----	13
11 市税の徴収猶予等の適用人数の推移-----	13
12 市民税5%減税のアンケート調査について-----	14
13 市民税5%減税の目的と経済的影響のシミュレーションで分析する 指標-----	15
14 市民税5%減税の経済的影響のシミュレーションで分析する経済指 標等の推移-----	16
15 市民税5%減税の検証に向けたスケジュール（予定）-----	17
16 市民税10%減税の導入に伴う経済的影響等の報告書概要（原文）--	18
17 市民税減税検討プロジェクトチームの開催状況と今後の予定-----	22
18 使用料等の改定見込額（一般会計）-----	23
19 市民利用施設の基準達成状況-----	25
20 市民利用施設における管理運営費の消費増税影響額-----	26
21 未利用土地の状況-----	27

	頁
22 寄附金収入の推移-----	28
23 県任意補助金の推移（一般会計）-----	30
24 市債現在高の推移（一般会計）-----	31
25 地方財政法（抜すい）-----	32
26 財源配分型予算編成の改善について-----	33
27 収支見通し（平成25年9月5日提出）と当初予算との比較-----	35
28 行財政改革の取り組みの区分及び累計-----	37
29 収支見通し時における行財政改革の取り組みの区分及び累計-----	38
30 収支見通し時における一般財源額と圧縮対象一般財源額-----	39
31 災害復旧及び防災対策等の財源不足額に対する財政調整基金の取崩しについて-----	40
32 社会保障・税番号制度の導入によるメリット（税関係）-----	41
33 水源施設建設出資金の内訳-----	42
34 市設建築物再編整備の方針策定に向けた取り組み-----	43
35 工事請負の契約件数及び入札不調の状況-----	44
36 公契約条例の他都市の状況-----	45
37 愛知県の「公契約のあり方検討会議」の検討状況と今後の予定-----	46
38 総合評価落札方式の評価基準等-----	47

<参考>

1 市有財産の損害保険の状況-----	48
2 市域内景況感等の他都市比較-----	50

1 市税の主な税目別収入額の推移

(単位：百万円)

区 分	平 成 25 年 度 当 初 予 算 額	平 成 26 年 度 当 初 予 算 額
個 人 市 民 税	149,738	151,143
法 人 市 民 税	65,726	72,211
固 定 資 産 税	194,437	197,831
そ の 他	78,133	78,836
合 計	488,034	500,021

2 市民税収入見込みにおける参考指標

(単位：％)

区 分	指 標		伸 び 率
個人市民税	愛知県の 毎月勤労 統計調査	給 与	0.5
		従 業 者 数	0.3
	地 方 財 政 計 画		0.5
	本 市 の 見 込 み		0.9
法人市民税	政 府 経 済 見 通 し (名 目 G D P)		3.3
	企 業 が 公 表 し て い る 経 常 利 益 の 見 通 し		日本経済新聞 (平成25年11月16日) 25.2 会社四季報 (平成25年12月13日) 30.9
	地 方 財 政 計 画		9.8
	本 市 の 見 込 み		9.9

(注) 1 平成26年度当初予算編成時点の伸び率である。

2 毎月勤労統計調査の数値は、平成25年1月から10月までの平均値である。

3 平成26年度税制改正の主な内容と影響額

(単位：百万円)

区 分	改 正 内 容	平 成 26 年 度	平 年 度
個人市民税	・ 給与所得控除の見直し (平成29年度分) 給与収入1,200万円超の者の控除額を一律230万円とする (平成30年度分以後) 給与収入1,000万円超の者の控除額を一律220万円とする	—	603
法人市民税	・ 法人市民税（法人税割）の税率の改正（一部国税化） (標準税率) 12.3% → 9.7% (制限税率) 14.7% → 12.1% 平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から適用	△ 2	△ 11,246
軽自動車税	・ 税率の見直し (二輪車) 平成27年度分から税率を1.5倍 (最低2,000円) に引上げ (四輪車等) ①平成27年度以後に新規取得される四輪車等の新車の税率を自家用乗用車は1.5倍、その他は1.25倍に引上げ ②平成28年度分から、新規検査から13年を経過した四輪車等を対象に概ね20%重課	—	869

(単位：百万円)

区 分	改 正 内 容	平成 26 年 度	平 年 度
自動車 重量譲与税	・エコカー減税の拡充 平成26年4月1日以後に初めて自動車検査証の交付を受けた車で自動車重量税が免除されたものは2回目の車検時も免税 ・経年車に対する課税の見直し 平成26年4月1日以後に自動車検査証の交付を受ける自家用車のうち新規登録から13年を経過したもの（18年を経過したものを除く）を対象に重課	39	△ 5
自動車 取得税	・税率の引下げ（平成26年4月1日以後取得分） （普通車）5％ → 3％ （軽自動車）3％ → 2％ ・エコカー減税の拡充（平成26年4月1日以後取得分） 一定の燃費基準を達成した車について軽減割合を拡充 ・自動車取得税の廃止（平成27年10月1日以後取得分）	△ 1,295	△ 2,659
合 計		△ 1,258	△ 12,438

4 法人市民税の税制改正による影響額

(単位：百万円)

区 分	法 人 税 割 (現 年 度 課 税 分)		
	平 成 26 年 度 A	平 成 28 年 度 (平 年 度) B	差 引 B - A
5 %減税後の 標 準 税 率 相 当 分	52,810	41,566	△ 11,244
上 記 税 率 を 超 え る 分	8,572	8,572	—
合 計	61,382	50,138	△ 11,244

- (注) 1 5 %減税後の標準税率については、平成26年度は11.685%、平成28年度は9.215%として試算した。
- 2 平成26年度の5 %減税後の標準税率相当分には、税制改正による影響額として2百万円の減を見込んでいる。

5 個人市民税の納税義務者数等の推移

(単位：人)

区 分		平成 24 年 度	平成 25 年 度 (見 込)
推 計 人 口 ① (1月1日現在)		2,266,765	2,268,072
個人市民税	納 税 義 務 者 数	1,079,650	1,089,074
	控 除 対 象 配 偶 者 数	272,144	268,076
	扶 養 控 除 の 対 象 者 数	434,002	434,116
	小 計 ②	1,785,796	1,791,266
差 引 (① - ②)		480,969	476,806

(注) 1 推計人口は、国勢調査結果を基礎とし、毎月の住民基本台帳人口などの異動数を加減して推計したものである。

2 扶養控除の対象者数には、16歳未満の扶養親族を含む。

6 個人市民税（所得割）の所得階層別 納税義務者数

課税総所得金額	平成25年度（見込）	
	納税義務者数（人）	構成比（％）
100万円以下	341,099	32.7 (32.7)
100万円超 200万円以下	296,849	28.5 (61.2)
200万円超 300万円以下	170,457	16.4 (77.6)
300万円超 400万円以下	90,578	8.7 (86.3)
400万円超 500万円以下	50,811	4.9 (91.2)
500万円超 600万円以下	26,843	2.6 (93.8)
600万円超 700万円以下	15,430	1.5 (95.3)
700万円超 800万円以下	10,829	1.0 (96.3)
800万円超 900万円以下	7,686	0.7 (97.0)
900万円超 1,000万円以下	5,528	0.5 (97.5)
1,000万円超 1,500万円以下	13,470	1.3 (98.8)
1,500万円超 2,000万円以下	4,836	0.5 (99.3)
2,000万円超	7,171	0.7 (100)
合 計	1,041,587	100

（注）（ ）書きは累計である。

7 法人市民税法人数の推移 (資本金区分別、税率適用区分別)

(1) 資本金区分別

(単位：社)

区 分	平成23年度	平成24年度
50億円超	1, 294	1, 262
10億円超 50億円以下	1, 455	1, 448
5 億円超 10億円以下	667	649
1 億円超 5 億円以下	3, 097	3, 055
1, 000万円超 1 億円以下	17, 470	17, 524
1, 000万円以下	65, 641	66, 198
合 計	89, 624	90, 136

(2) 税率適用区分別

(単位：社)

区 分		平成23年度	平成24年度
超 過 税 率 適 用 法 人		7,532	8,097
	資 本 金 1 億 円 超	4,120	4,284
	資 本 金 1 億 円 以 下	3,412	3,813
標 準 税 率 適 用 法 人		19,088	20,511
	資 本 金 1 億 円 超	—	—
	資 本 金 1 億 円 以 下	19,088	20,511
欠 損 法 人		63,004	61,528
	資 本 金 1 億 円 超	2,393	2,130
	資 本 金 1 億 円 以 下	60,611	59,398
合 計		89,624	90,136

(注) 1 平成23年度の超過税率適用法人には、法人税割の適用税率が14.7%と13.23%、標準税率適用法人には、12.3%と11.07%の法人を含む。

2 平成24年度の超過税率適用法人には、法人税割の適用税率が14.7%と13.965%、標準税率適用法人には、12.3%と11.685%の法人を含む。

8 法人市民税（法人税割）の業種別推移

（単位：百万円）

区 分	平 成 25 年 度 予 算 額	平 成 26 年 度 予 算 額
建 設 業	2,503	2,680
製 造 業	13,655	13,862
卸 売 業	5,234	6,355
小 売 業	6,104	6,452
金 融 ・ 保 険 業	5,838	10,427
不 動 産 業	2,969	3,233
運輸通信及び公益事業	7,721	8,271
サ ー ビ ス 業	9,314	9,247
そ の 他	130	124
合 計	53,468	60,651

（注） 1 現年度調定（見込）額である。

2 平成25年度は6月補正後の予算額である。

9 軽自動車税の税制改正の内容と影響額

(1) 改正内容

(単位：円)

区 分	種 別			税 率	
				改正前	改正後
原動機付自転車	① 総排気量50cc以下又は 定格出力0.6kW以下 (④を除く)			1,000	2,000
	② 2輪で 総排気量50cc超90cc以下又は 定格出力0.6kW超0.8kW以下			1,200	2,000
	③ 2輪で 総排気量90cc超125cc以下又は 定格出力0.8kW超1.0kW以下			1,600	2,400
	④ 3輪以上で 総排気量20cc超50cc以下又は 定格出力0.25kW超0.60kW以下			2,500	3,700
軽自動車等	2 輪			2,400	3,600
	3 輪			3,100	3,900
	4 輪 以 上	乗 用	営業用	5,500	6,900
			自家用	7,200	10,800
		貨 物	営業用	3,000	3,800
			自家用	4,000	5,000
2 輪 の 小 型 自 動 車				4,000	6,000

(2) 影響額

(単位：台、百万円)

区 分	課税台数	現 年 度 課 税 分		
		改正前 A	改正後 B	差 引 B - A
原動機付自転車	79,600	87	163	76
軽自動車等	267,031	1,603	2,347	744
2 輪 の 小 型 自 動 車	24,600	96	145	49
合 計	371,231	1,786	2,655	869

(注) 軽自動車等の影響額は、平成26年度に課税しているすべての車両に改正後の税率が適用された場合の額である。

10 市税の差押件数の推移

(単位：件)

区 分	平 成 24 年 度	平 成 25 年 度
債 権	9,811	8,448
不 動 産	1,495	910
そ の 他	89	104
合 計	11,395	9,462

(注) 各年度の1月末時点の件数である。

11 市税の徴収猶予等の適用人数の推移

(単位：人)

区 分	平 成 24 年 度	平 成 25 年 度
徴 収 猶 予	—	4
換 価 の 猶 予	5	24
分 割 納 付	978	826

(注) 1 各年度の1月末時点の人数である。

2 分割納付は、地方税法上の規定はないが、事実上の猶予措置として分割納付を認めているものである。

12 市民税５％減税のアンケート調査について

(1) 個人アンケート（市政アンケートを利用）

ア 対象者

無作為に抽出した満20歳以上の市民2,000人

イ 主な調査予定項目

- ・ 減税を実施していることを知っているか
- ・ 減税額をどのように使ったか
- ・ 減税額を名古屋市内で使ったか
- ・ 自由記載欄

(2) 法人アンケート

ア 対象者

業種別、規模別に無作為に抽出した市内の法人1,500社

イ 主な調査予定項目

- ・ 減税を実施していることを知っているか
- ・ 減税額をどのように使ったか
- ・ 自由記載欄

13 市民税 5 %減税の目的と経済的影響 のシミュレーションで分析する指標

(1) 市民税 5 %減税の目的

- ・ 市民生活の支援
- ・ 地域経済の活性化
- ・ 将来の地域経済の発展

(2) 経済的影響のシミュレーションで分析する指標

- ・ 市内総生産
- ・ 民間最終消費支出
- ・ 企業所得
- ・ 税収
- ・ 市内人口の社会増減

14 市民税5%減税の経済的影響のシミュレーションで分析する経済指標等の推移

(1) 経済指標等の推移

(単位：億円、人)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
市内総生産 (名目)	115,885	116,025	117,854
民間最終消費支出 (名目)	53,001	53,544	53,772
企業所得	17,634	19,216	17,381
市内人口の社会増	2,439	1,070	475

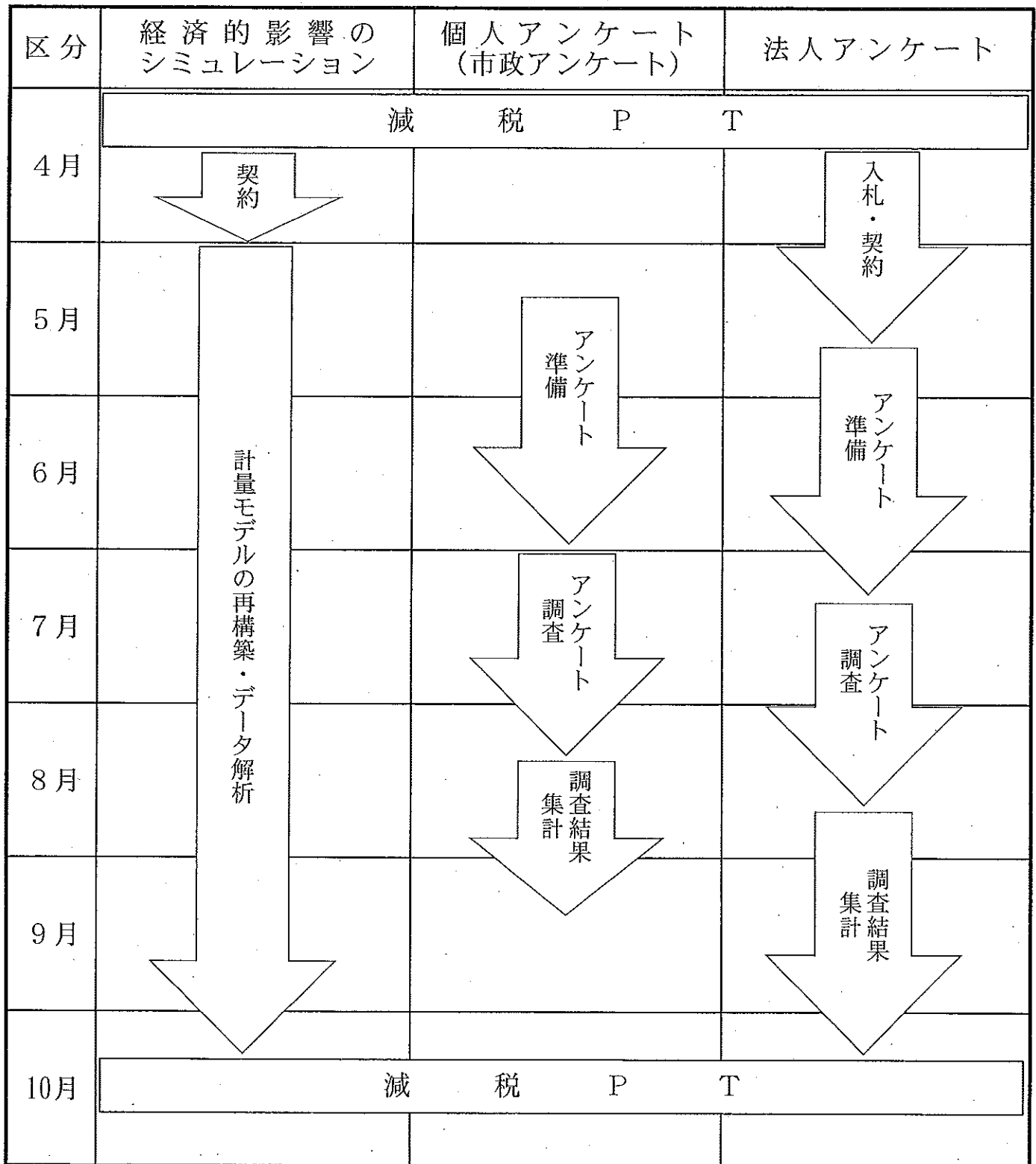
(参考) 平成21年度に民間調査会社に委託して実施したシミュレーションによる試算結果

(単位：%)

区 分	成長率の年平均		
	減税しない場合 A	減税する場合 B	差引 B-A
市内総生産 (名目)	0.17	0.47	0.30
民間最終消費支出 (名目)	0.30	0.77	0.47
企業所得	0.09	0.18	0.09

区 分	年 平 均
市内人口の社会増	約2,000人の増

15 市民税 5 %減税の検証に向けたスケジュール（予定）



16 市民税 10%減税の導入に伴う経済的影響等の報告書概要（原文）

1. 名古屋市マクロ計量モデルについて

1.1 マクロ計量モデルについて

- マクロ計量モデルとは、国や自治体など対象とする経済における主要な経済変数を取り上げて、それらの間の相互関係を表す複数の方程式体系を構築することにより、現実の複雑な経済を1つのモデル的な経済体系として簡略的に表現するものである。
- マクロ計量モデルにおける各方程式は、対象とする経済における統計データを用いて統計学的に推定され、作成される。
- それによって、マクロ計量モデルを用いると、対象とした経済において、税率のような経済変数の変化を想定した場合に、消費や投資を始めとするその他経済変数がそれぞれどのような影響を受けるかを、数量的にシミュレートすることができる。
- 政府機関においては、内閣府などによってマクロ計量モデルが構築されており、財政支出の拡大効果や個人所得税の減税効果などの政策分析に用いられている。

1.2 名古屋市マクロ計量モデルの概要とデータ

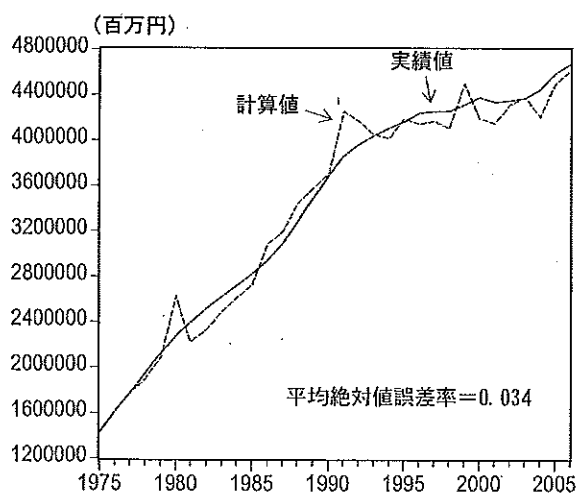
- 本報告書では、2010（平成 22）年度以降、名古屋市の個人市民税、法人市民税の各税率を 10%低下させる場合を想定する。そして、名古屋市における次の5つの経済変数が受ける影響をシミュレートすることが、主な目的である。
 - ①民間消費（民間最終消費支出：名目）、②市内総生産（名目）
 - ③人口の社会増減、④企業所得、⑤税収
- 構築した名古屋市マクロ計量モデルは、「市民経済計算」における支出面を中核とする、標準的なマクロ計量モデルである。民間消費を始めとした市内総支出（名目）を構成する各項目を骨格として、今回の主な分析対象である人口の社会増減、税収などが付加されている。
- モデル構築に用いる推定式のデータ対象期間は、名古屋市市民経済計算のデータが入手可能な期間である 1975（昭和 50）～2006（平成 18）年度である。

1.3 名古屋市マクロ計量モデルの推定とパフォーマンス

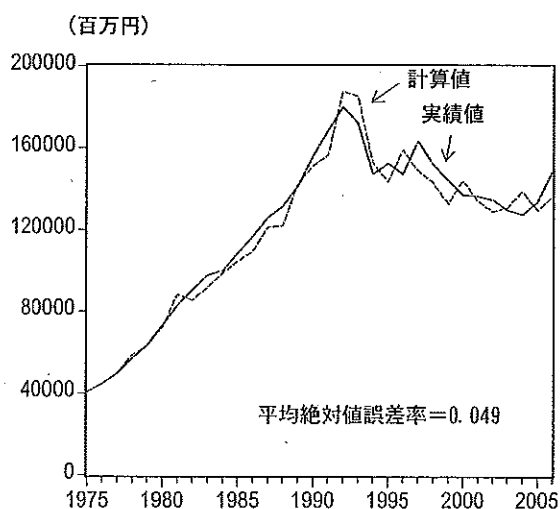
- 各推定式の推定結果は、それぞれ決定係数（自由度修正済み）が1に近く良好であり、系列相関に関してもほぼクリアできている。また、個々の係数に関しても、大半が1%の有意水準で有意となっている。
- 本モデル全体のパフォーマンスを示すファイナルテストの結果を図でみると、それぞれの経済変数において、株価（東証株価指数：TOPIX）と名古屋市の住宅地価がそれぞれ絶頂を迎えた1989（平成元）年度と1991（平成3）年度の前後で計算値と実績値の乖離がみられるものの、全体として計算値は実績値の推移をうまくトレースできている。
- 精度の目安となる平均絶対値誤差率でみると、市内総生産、民間消費、民間投資、雇用者所得で3%台、企業所得、個人市民税、法人市民税で5%と主要な経済変数の精度は標準的である。
- ただし、市内人口の社会増減に関してのみ、1989（平成元）～1991（平成3）年度の乖離が大きく、平均絶対値誤差率は30.6%となっている。

名古屋市マクロ計量モデルのパフォーマンス（ファイナルテストの結果）

民間消費（名目）



個人市民税



2. 市民税 10%減税の導入：シミュレーションの前提と結果

2.1 シミュレーションの前提について

- 減税初年度の 2010（平成 22）年度の減税額は、2009（平成 21）年 10 月現在で名古屋市によって試算された額として、個人市民税 137 億円、法人市民税 24 億円を想定する。
- 2011（平成 23）年度以降の減税に関しては、各年度における雇用者所得と企業所得は減税に伴う経済的影響を受けて変化するため、各年度の減税額を予め想定しておくことはせず、本モデルにおいて予測される各所得額に対して、10%の率によって減税されることを想定する。
- 市民税減税を実施し、政府消費及び政府投資の両政府支出を従来通りとした場合のシミュレーションを行うと、減税に伴う税収の減少が見込まれた。この場合、名古屋市の財政には新たな赤字が発生することになる。そこで、本シミュレーションでは、減収分とほぼ同規模を市の歳出の削減によって対応するものと前提する。
- 具体的には、政府消費に関しては減税初年度（2010（平成 22）年度）以降、毎年 128 億円の支出を減少させる。また、政府投資に関しては初年度 24 億円、次年度 70 億円、2012（平成 24）年度以降は毎年 75 億円の支出を減少させるものと前提する。
- 本シミュレーションでは、株価（東証株価指数：TOPIX）、貸出金利（国内銀行貸出約定平均金利）、住宅金融公庫（現住宅金融支援機構）金利及び名古屋市の将来人口という 4 つの外生変数を用いている。このうち前 3 者に関しては、現在時点で得られる限りの直近データ値を用いる一方、現在時点では得られない 2009（平成 21）年度までのデータ及び将来のデータは、別途統計学的に推定した 2 次の自己回帰モデルによる予測値を用いる。
- 名古屋市の将来人口は、社会増減も考慮された財団法人統計情報研究開発センターによる推計人口（2007（平成 19）年公表）を用いる。
- これらの外生変数のデータ値の想定は、シミュレーションのためには必須であるが、減税を実施する場合、実施しない場合のようなケース間比較が関心対象である場合には、外生変数の想定は結果に大きな影響は与えない。

2.2 シミュレーション結果

市民税減税実施前の 2009（平成 21）年度から、市民減税導入後 10 年が経過した 2019（平成 31）年度までの 10 年間に於いて、

- 民間消費（名目）の成長率は、減税を実施しない（変更なしの）場合が 3.01%（年平均 0.30%）であるのに対して、市民税減税を実施する場合は 7.99%（同 0.77%）となっている。差し引きすると、市民税減税によって 10 年間で 4.98%、平均年率にして 0.47%の成長の上乗せが見込まれる。
- 市内総生産（名目）の成長率は、変更なしの場合が 1.69%（年平均 0.17%）であるのに対して、減税を実施する場合は 4.80%（同 0.47%）となる。差し引きすると、減税によって 10 年間で 3.11%、平均年率にして 0.30%の成長の上乗せが見込まれる。
- 市内人口の社会増分は、10 年間合計で 2 万人足らず（年平均約 2 千人）である。この社会増分は、名古屋市経済の成長との相乗効果によって、年々少しずつ大きくなる。
- 企業所得は、変更なしの場合が 0.91%（年平均 0.09%）の成長率であるのに対して、減税を実施する場合は 1.81%（同 0.18%）の成長率になる。
- 減税しないケースと比べた場合の個人市民税の減収幅は、年間 104～138 億円であり、減税に伴う減収分を補うほどの増収効果は見込まれない。ただし、市内人口の社会増や雇用者所得の増加に伴う増収が見込まれるため、個人市民税の減収幅は年々縮小すると見込まれる。
- 法人市民税の減少幅は、年間 76 億円前後であり、期間を通じてほぼ横ばいである。
- 以上のシミュレーション結果によると、減税による経済効果は確かに見込まれる。ただし、減税に伴う税収の減少分を補うほどの経済効果は見込まれていない。

2.3 シミュレーション結果に関する留意事項

- シミュレーション結果は、本モデルあるいはデータの制約上、経済効果を過少評価または過大評価している可能性がある。
- 過少評価している可能性としては、生産面の効果を過少評価している可能性と、法人市民税の税収を過少評価している可能性が挙げられる。
- 過大評価している可能性としては、政府支出の削減が経済成長を抑制する可能性が挙げられる。

17 市民税減税検討プロジェクトチームの 開催状況と今後の予定

(1) 開催状況

ア 平成21年度

区分	開催日	主 な 内 容
第1回	5月13日	・ 設置目的の確認 ・ 税制度、行財政改革に関する課題の確認
第2回	5月22日	・ 減税制度に関する課題の検討
第3回	5月28日	・ 基本条例案等の検討 ・ 税制面での課題の論点整理
第4回	5月29日	・ 基本条例案等の検討
第5回	6月3日	
第6回	6月15日	・ 行財政改革の取り組みと課題の検討
第7回	8月19日	・ 税制検討部会での検討状況の報告
第8回	10月2日	・ 減税の制度設計

イ 平成23年度

区分	開催日	主 な 内 容
第1回	8月17日	・ 平成24年度からの実施に向けた検討課題について
第2回	8月22日	

(2) 今後の予定

ア 平成26年度

区分	開催時期	主 な 内 容
第1回	4月	・ 減税の検証について
第2回	10月	

18 使用料等の改定見込額（一般会計）

（単位：千円）

事 項	現 行 単 価 → 改 定 単 価	平成26年度 改定見込額
なごや観光ル ートバス乗車 料	市バス乗車料金改定に合わせて改定 大人 200円 → 210円 小児、割引券の大人・小児料金は据え置き	357
高年大学鯉城 学園授業料等	入学金 10,000円 → 無料 授業料 20,000円 → 48,000円 実習費（園芸学科） 2,000円 → 18,000円 実習費（陶芸学科） 4,000円 → 32,000円 実習費（陶芸クラブ） 11,000円 → 56,000円 など	26,665
市営住宅及び 定住促進住宅 駐車場使用料	駐車場使用料平均額（月額） 平成26年度 市営住宅 4,900円 → 5,200円 定住促進住宅 7,200円 → 7,100円 平成27年度 市営住宅 5,200円 → 5,500円 定住促進住宅 7,100円 → 7,300円 平成28年度 市営住宅 5,500円 → 5,900円 定住促進住宅 7,300円 → 7,500円 平成25年度規則改正済	107,569
道路占用料	平均改定率 △1.0% 固定資産税評価見直しを反映させるため単 価を改定 道路法施行令の改正に伴い、新たな占用物件 の単価を設定 太陽光発電設備及び風力発電設備 年額（1㎡当たり） 2,800円 津波避難施設 年額（1㎡当たり） 近傍類似地 1㎡の価格×0.02 平成25年度条例改正済	△ 78,773

(単位：千円)

事 項	現 行 単 価 → 改 定 単 価	平成26年度 改定見込額
河川占用料	平均改定率 $\Delta 9.7\%$ 道路占用料の改定に合わせて改定 平成25年度条例改正済	$\Delta 125$
水路等使用料	平均改定率 $\Delta 9.7\%$ 道路占用料の改定に合わせて改定 平成25年度条例改正済	$\Delta 454$
公園使用料	平均改定率 $\Delta 4.4\%$ 道路占用料の改定に合わせて改定 新たな占用物件の単価を設定 太陽電池発電施設 年額（1㎡当たり） 2,800円 平成25年度条例改正済	$\Delta 2,653$
消防関係事務 手数料	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の 改正に伴う改定 設置の許可 製造所（指定数量の倍数が200を超えるもの） 91,000円／件→92,000円／件 など 設置の完成検査前検査 溶接部検査 490,000円／件～4,450,000円／件 →490,000円／件～4,650,000円／件 保安検査 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く） 310,000円／件～4,000,000円／件 →310,000円／件～4,170,000円／件	88
高等学校授業料	高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、市町村民税所得割額304,200円以上の世帯は授業料を負担 全日制 年額 118,800円（月額 9,900円） 定時制 年額 32,400円（月額 2,700円）	—

19 市民利用施設の基準達成状況

平成26年度予算編成における財源配分では、以下の二つの基準を達成した施設の管理運営費について圧縮なしとしている。

- ・平成24年度決算ベースの管理運営費が目標額以下であること
- ・平成24年度決算ベースの受益者負担割合が、施設の性格に応じて設定された受益者負担割合以上であること

区 分	施 設 区 分 数	内 容
達 成	45	公会堂、市民会館、青少年文化センター、音楽プラザ、国際会議場、久屋駐車場、栄バスターミナル、徳川園、ランの館、東山動植物園、東山公園テニスセンター、日光川公園、東山公園展望塔、瑞穂運動場（トレーニングルーム）、スポーツセンター（トレーニングルーム）13施設、南陽プール（トレーニングルーム）、志段味スポーツランド（トレーニングルーム）、市体育館、スポーツセンター（体育館）13施設、博物館、科学館
未 達 成	188	芸術創造センター、市民ギャラリー栄・矢田、能楽堂、文化小劇場13館、演劇練習館、名古屋城、市民御岳休暇村、中小企業振興会館、国際展示場、公設市場8施設、八事斎場、八事霊園、愛宕霊園、青少年宿泊センター、大須駐車場、古沢公園駐車場、文化のみち榎木館、文化のみち二葉館、白鳥庭園、公園有料施設（テニスコート）34施設、公園有料施設（野球場等）66施設、東谷山フルーツパーク（温室）、黒川スポーツトレーニングセンター、黒川スポーツトレーニングセンター（専用使用）、総合体育館（トレーニングルーム等）、総合体育館（専用使用）、温水プール18施設、温水プール（専用使用）5施設、冷水プール10施設、瑞穂運動場（冷水プール）、瑞穂運動場（専用使用）、瑞穂運動場（テニスコート）、港サッカー場、志段味スポーツランド（アリーナ等）、志段味スポーツランド（テニスコート）、上社レクリエーションルーム、名城庭球場、美術館、蓬左文庫、博物館（ギャラリー）
合 計	233	

20 市民利用施設における管理運営費の消費増税影響額

(単位：百万円)

区 分	平成24年度 決 算 額	消 費 増 税 影 響 額		
		5 % → 8 % A	8 % → 10 % B	合 計 A + B
人 件 費	2,566	—	—	—
物 件 費	12,514	349	233	582
合 計	15,080	349	233	582

(注) 消費増税影響額は平成24年度決算ベースかつ平年度ベースの概算である。

21 未利用土地の状況

(1) 所管局別保有面積と公有財産台帳価額

(単位：千㎡、百万円)

所 管 局	保 有 面 積	公有財産台帳価額
総 務 局	2	184
財 政 局	19	414
市 民 経 済 局	25	359
う ち 区 役 所	4	187
環 境 局	10	7
健 康 福 祉 局	5	119
子 ども 青 少 年 局	4	12
住 宅 都 市 局	27	2,810
緑 政 土 木 局	16	1,194
消 防 局	3	77
教 育 委 員 会	44	6,581
合 計	155	11,757

(注) 平成25年3月31日現在の状況である。

(2) 今後の活用・売却計画の方針

当初の利用目的がなくなった未利用地については、市全体での公的利用の可能性について協議・調整し、公的利用を第一に有効活用を図るが、公的利用ができない土地については、アセットマネジメント推進プランに基づき、原則売却し、売却が困難な場合は貸付等の有効活用を図る。

22 寄附金収入の推移

(1) 決算額及び件数

(単位：千円、件)

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数
国際交流事業 寄 附 金	59	5	52	3	82	4	32	3
健康福祉事業 寄 附 金	8,962	9	48,660	11	38,695	8	4,034	12
子ども青少年 事業寄附金	223	4	2,024	13	7,717	21	277,938	40
環境保全事業 寄 附 金	—	—	200	1	—	—	—	—
文化振興事業 寄 附 金	1,479	31	724	79	37,434	29	1,387	25
観光事業寄附金	1,900	1	2,500	1	1,200	1	1,200	1
名古屋城寄附金	1,454	8	1,384	5	924	5	1,132	6
名古屋城本丸 御 殿 寄 附 金	378,229	1,393	257,464	8,203	162,966	5,796	119,702	1,436
区役所寄附金	158	4	24	2	—	—	—	—
道路維持寄附金	—	—	—	—	4,560	29	2,440	36
交通安全施設 寄 附 金	—	—	—	—	10,000	1	—	—
公園維持寄附金	1,000	1	—	—	—	—	2,458	18
東山総合公園 寄 附 金	2,918	2	31,160	13	4,316	12	15,893	32
消防事業寄附金	—	—	—	—	300	2	255	4
教育事業寄附金	1,481	19	6,999	9	6,640	14	18,846	20
合 計	397,863	1,477	351,191	8,340	274,834	5,922	445,317	1,633

(2) 各年度1件あたりの最高額

(単位：千円)

区 分	種 別	金 額
平 成 21 年 度	名古屋城本丸御殿寄附金	70,000
平 成 22 年 度	名古屋城本丸御殿寄附金	60,000
平 成 23 年 度	文化振興事業寄附金	34,205
平 成 24 年 度	子ども青少年事業寄附金	276,068

23 県任意補助金の推移（一般会計）

（単位：百万円）

区 分	平成26年度	平成25年度	差 引	増 減 理 由
障 害 者 医 療 費 金 補 助 金	2,381	2,379	2	対象事業費の増
老 人 医 療 費 金 補 助 金	2,236	2,221	15	対象事業費の増
子 育 て 支 援 減税手当補助金	2,908	-	2,908	愛知県子育て支援減税手当 の創設に伴う補助の皆増
子 ども 医 療 費 金 補 助 金	2,511	2,665	△ 154	対象事業費の減
ひとり親家庭等 医療費補助金	769	831	△ 62	対象事業費の減
名 古 屋 城 費 金 補 助 金	118	67	51	本丸御殿復元整備費の増
民 間 再 開 発 事業費補助金	135	-	135	市街地再開発事業等への補 助の皆増
特別支援学校費 補 助 金	75	-	75	南養護学校分校整備への補 助の皆増
産 業 振 興 費 等 補 助 金	830	706	124	産業立地促進助成事業費の 増等
合 計	11,963	8,869	3,094	

24 市債現在高の推移（一般会計）

（単位：百万円）

区 分	平成 24 年 度 末 現 在 高	平成 25 年 度 末 現 在 高 見 込 額	平成 26 年 度 末 現 在 高 見 込 額
一 般 会 計	1, 823, 756	1, 806, 862	1, 782, 883
うち 臨時財政対策債	354, 427	369, 916	386, 407

25 地方財政法（抜すい）

（予算の編成）

第三条

第一項

地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。

（地方公共団体における年度間の財政運営の考慮）

第四条の二

地方公共団体は、予算を編成し、若しくは執行し、又は支出の増加若しくは収入の減少の原因となる行為をしようとする場合においては、当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない。

26 財源配分型予算編成の改善について

(1) 改善の取り組み

導入時期	内 容
平成19年度 予算編成から	直営施設における管理運営費の圧縮率の緩和
平成20年度 予算編成から	受益者負担対象施設における管理運営費の圧縮率の緩和
平成21年度 予算編成から	執行段階における節約努力の結果を配分額に反映
平成25年度 予算編成から	外部評価対象事業について、市民意見等を踏まえたうえで個別に判断することとし、財源を留保
平成26年度 予算編成から	不用土地の売却を行った場合に、固定資産税相当額を配分額に反映

(2) 圧縮率の推移

区 分	扶 助 費	投 資 的 経 費	物 件 費	維 持 補 修 費	補助費等	貸 付 金
平成 15 年度	10%	20%	20%	—	20%	10%
平成 16 年度	5%	15%	10%	—	10%	5%
平成 17 年度	5%	15%	10%	—	10%	5%
平成 18 年度	5%	15%	10%	—	10%	5%
平成 19 年度	5%	5%	10%	—	10%	5%
平成 20 年度	3%	5%	5%	—	5%	5%
平成 21 年度	5%	10%	10%	—	10%	5%
平成 22 年度	3%	30%	20%	10%	30%	15%
平成 23 年度	—	10%	10%	3%	10%	5%
平成 24 年度	3%	30%	20%	10%	30%	15%
平成 25 年度	—	10%	10%	—	10%	5%
平成 26 年度	—	10%	10%	—	10%	5%

27 収支見通し（平成25年9月5日提出） と当初予算との比較

（単位：億円）

区 分		平成26年度 当初予算 A	平成26年度 収支見通し B	差 引 A - B
歳 入	市 税	5,000	4,962	38
	減 税 前	5,118	5,077	41
	5 % 減 税 額	△ 118	△ 115	△ 3
	市 債	852	911	△ 59
	うち 臨時財政対策債	(350)	(380)	(△ 30)
	そ の 他	4,720	4,570	150
	うち地方交付税	(50)	(65)	(△ 15)
	計	10,572	10,443	129
歳 出	人 件 費	1,662	1,683	△ 21
	扶 助 費	2,708	2,702	6
	公 債 費	1,369	1,376	△ 7
	投 資 的 経 費	893	989	△ 96
	そ の 他	3,940	3,778	162
	計	10,572	10,528	44
差 引 収 支		—	△ 85	85

(単位：億円)

区 分		収 支 見 通 し			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
歳入	市 税	4,923	4,991	5,052	5,031
	減 税 前	5,039	5,109	5,171	5,152
	5 % 減 税 額	△ 116	△ 118	△ 119	△ 121
	市 債	856	843	811	799
	うち 臨時財政対策債	(380)	(380)	(380)	(380)
	そ の 他	4,603	4,654	4,707	4,794
	うち地方交付税	(65)	(65)	(65)	(65)
	計	10,382	10,488	10,570	10,624
歳出	人 件 費	1,679	1,671	1,661	1,674
	扶 助 費	2,783	2,881	2,986	3,099
	公 債 費	1,323	1,326	1,332	1,347
	投 資 的 経 費	886	878	876	845
	そ の 他	3,816	3,864	3,889	3,879
	計	10,487	10,620	10,744	10,844
差 引 収 支		△ 105	△ 132	△ 174	△ 220

28 行財政改革の取り組みの区分及び累計

(単位：億円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
市民税減税額	160	58	83	113	118
法人税割の減税額 を除いた減税額	142	23	72	85	85
行財政改革の取り組み（累計額）	185	246	345	370	(393) 403
經常分	156	196	303	333	(383) 363
臨時分等	29	50	42	37	(10) 40
平成22年度	185	156	156	156	156
經常分	156	156	156	156	156
臨時分等	29	—	—	—	—
平成23年度		90	40	40	40
經常分		40	40	40	40
臨時分等		50	—	—	—
平成24年度			149	107	107
經常分			107	107	107
臨時分等			42	—	—
平成25年度				67	30
經常分				30	30
臨時分等				37	—
平成26年度					(60) 70
經常分					(50) 30
臨時分等					(10) 40

(注) 平成26年度欄の（ ）書きは収支見通し（平成25年9月5日提出）時の見込額である。

- ・ 經常分 : 事業を廃止あるいは縮小したものや定員の見直しなど行財政改革の効果額が後年度に継続するものを計上
- ・ 臨時分等 : 土地の売払いなど行財政改革の効果額が当該年度限りのものや、行財政改革の効果額は後年度に継続するものの新規・拡充事業に対応する見直しを計上

29 収支見通し時における行財政改革の取り組みの区分及び累計

(単位：億円)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
行財政改革の取り組み (累計額)		426	465	507	553
経常分		421	465	507	553
臨時分等		5	—	—	—
平成22～25年度		333	333	333	333
経常分		333	333	333	333
臨時分等		—	—	—	—
平成26年度		50	50	50	50
経常分		50	50	50	50
臨時分等		—	—	—	—
平成27年度		43	38	38	38
経常分		38	38	38	38
臨時分等		5	—	—	—
平成28年度	経常分		44	44	44
平成29年度	経常分			42	42
平成30年度	経常分				46

30 収支見通し時における一般財源額と圧縮対象一般財源額

(単位：億円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般財源額	6,250	6,160	6,177	6,119	6,184
うち 圧縮対象 一般財源額	2,654	2,347	2,308	2,184	2,223

31 災害復旧及び防災対策等の財源不足額に対する財政調整基金の取崩しについて

(単位：千円)

区 分	事 項	一般財源額	うち財政調整基金取崩予算額	財政調整基金年度末現在高
平成6年度補正予算(専決処分)	科学館電源設備等復旧工事	189,800	189,800	4,947,416
平成12年度補正予算(専決処分)	東海豪雨による被災者の援護	864,965	864,965	27,615
平成12年度9月補正予算(追加)	東海豪雨による災害の復旧等	673,234	73,234	
平成24年度6月補正予算	小・中学校の津波避難ビル指定に向けた整備	65,240	65,240	14,583,047
平成25年度2月補正予算	民間保育所の耐震改修補助等	2,697,603	1,144,882	13,655,784

- (注) 1 平成25年度2月補正予算の一般財源額及び財政調整基金取崩予算額は、災害復旧及び防災対策等以外の事項も含む。
2 平成25年度末現在高は、2月補正予算後の見込額である。

32 社会保障・税番号制度の導入による メリット（税関係）

（１）市民にとってのメリット

ア 各種申請・申告等に係る負担の軽減

児童扶養手当や高額療養費等の各種申請等に必要とされる、
所得証明書等の添付の省略が可能

（参考）平成 24 年度の所得証明発行件数：約 28.2 万件

イ 自己情報等の入手に係る利便性の向上

将来的には、情報提供等記録開示システム（マイ・ポータル）により、自宅のパソコンから所得情報や控除対象となる
社会保険料等の自己情報の確認が可能

（２）本市にとってのメリット

個人番号を利用することで、所得情報を迅速に照会することが
可能

（参考）平成 24 年度の所得照会件数：約 2.5 万件

33 水源施設建設出資金の内訳

(単位：千円)

区 分	金 額
木 曽 川 用 水	2, 000
長 良 川 河 口 堰	37, 000
味 噌 川 ダ ム	1, 000
徳 山 ダ ム	143, 000
合 計	183, 000

34 市設建築物再編整備の方針策定に向けた取り組み

区 分	主 な 内 容
5 月	・ 有識者会議
7 月	・ 有識者会議
8 月	・ 市政アンケートの実施
9 月	・ 有識者会議
11 月	・ 有識者会議
12 月	・ 有識者会議 ・ 有識者意見の取りまとめ
1 月	・ 市民シンポジウムの開催 ・ 市設建築物再編整備の方針（案）の作成及びパブリックコメントの実施
3 月	・ 市設建築物再編整備の方針策定

35 工事請負の契約件数及び入札不調の状況

(1) 契約件数及び入札不調件数（平成25年度）

(単位：件)

区 分	契 約 件 数	入 札 不 調 件 数
第 1 四 半 期 (4 月 ～ 6 月)	412	4
第 2 四 半 期 (7 月 ～ 9 月)	651	39
第 3 四 半 期 (10 月 ～ 12 月)	383	118
第 4 四 半 期 (1 月 ～ 2 月)	177	19
合 計	1,623	180

(注) 1 財政局契約部所管分の速報値を掲げた。

2 第4四半期は、平成26年2月末時点の件数である。

(2) 入札不調の理由

- ・ 建設需要の急増による現場に配置すべき技術者等の不足
- ・ 資材価格や人件費の上昇による積算価格と実勢価格のずれ

36 公契約条例の他都市の状況

(単位：件)

区 分		対 象 契 約	平成25年度 実 施 件 数
川 崎 市	工事請負	予定価格 6 億円以上	16
	業務委託	予定価格1,000万円以上の一部 (警備、清掃、施設維持管理及び 電算関連業務)	171
相模原市	工事請負	予定価格 3 億円以上	3
	業務委託	予定価格1,000万円以上の一部 (建物警備、清掃、設備運転監 視、案内業務及び給食調理業務)	20

(注) 平成25年度実施件数は、平成26年3月10日現在である。

37 愛知県の「公契約のあり方検討会議」 の検討状況と今後の予定

(1) 検討状況

区 分	開 催 日	主 な 内 容
第 1 回	平成25年 6 月14日	・意見交換 ・今後の進め方について
第 2 回	平成25年 9 月17日	・政策推進への公契約の積極的活用について ・総合評価方式の導入拡大の検討について
第 3 回	平成25年11月29日	・社会的責任・法令順守について ・公契約のもとで働く人の賃金について
第 4 回	平成26年 1 月31日	・総合的な対応の枠組みについて ・今後の検討の進め方について

(2) 今後の予定

区 分	開 催 日	主 な 内 容
第 5 回	平成26年 3 月19日	・報告書のとりまとめ

38 総合評価落札方式の評価基準等

(1) 評価点1点に相当する金額

(単位：千円)

落札金額	評価点1点に相当する金額
10億円	8,475
5億円	4,238
1億円	848
5,000万円	424
1,000万円	85

(注) 落札者の評価点が平成24年度の特別簡易型の平均値である118点と仮定し、評価点が落札者より1点低い場合に落札可能となる入札金額と落札金額との差を試算した。

(2) 特別簡易型における主な評価項目及び配点

主 な 評 価 項 目		配点
企業の施工実績	・同種工事の施工実績 ・工事成績評定点 ・緊急又は特殊な改修工事等の実績	13
配置予定技術者	・同種工事の施工実績 ・工事成績評定点	6
地域貢献度等	・市内本店等の有無 ・災害協定等に基づく活動実績 ・ボランティア活動実績	8
そ の 他	・環境配慮の取組み ・障害者の雇用状況 ・子育て支援の取組み	3
合 計		30

＜参考＞

1 市有財産の損害保険の状況

(1) 建物総合損害共済

(単位：件、千円)

区 分		平成24年度 決 算	平成25年度 見 込	平成26年度 予 算
総 務 費	件 数	64	62	59
	損害保険料支払額	15,053	15,625	14,748
	共 済 金 受 取 額	—	9,616	—
住宅都市費	件 数	319	316	320
	損害保険料支払額	38,687	38,725	38,954
	共 済 金 受 取 額	—	—	—
教 育 費	件 数	14	11	11
	損害保険料支払額	246	179	294
	共 済 金 受 取 額	—	—	—
合 計	件 数	397	389	390
	損害保険料支払額	53,986	54,529	53,996
	共 済 金 受 取 額	—	9,616	—

(2) 自動車損害共済

ア 車両共済

(単位：台、千円)

区 分		平成24年度 決 算	平成25年度 見 込	平成26年度 予 算
総 務 費	件 数	1,673	1,507	1,515
	損害保険料支払額	11,944	12,086	12,382
	共 済 金 受 取 額	16,691	9,802	—

イ 対物対人共済

(単位：台、千円)

区 分		平成24年度 決 算	平成25年度 見 込	平成26年度 予 算
議 会 費	件 数	—	2	2
	損害保険料支払額	—	19	19
	共 済 金 受 取 額	—	—	—
総 務 費	件 数	71	77	68
	損害保険料支払額	343	399	477
	共 済 金 受 取 額	214	459	—
健 福 祉 康 費	件 数	111	171	146
	損害保険料支払額	346	1,063	956
	共 済 金 受 取 額	772	619	—
子 ども 費 青少年費	件 数	38	36	35
	損害保険料支払額	215	213	206
	共 済 金 受 取 額	111	196	—
環 境 費	件 数	266	352	327
	損害保険料支払額	2,122	4,618	4,073
	共 済 金 受 取 額	3,978	9,323	—
市 経 済 民 費	件 数	108	118	97
	損害保険料支払額	609	657	622
	共 済 金 受 取 額	2,328	3,873	—
緑 土 木 政 費	件 数	278	269	271
	損害保険料支払額	1,516	1,475	1,468
	共 済 金 受 取 額	1,620	2,459	—
住 都 市 宅 費	件 数	33	33	31
	損害保険料支払額	171	174	165
	共 済 金 受 取 額	—	—	—
消 防 費	件 数	330	392	406
	損害保険料支払額	1,867	2,221	2,268
	共 済 金 受 取 額	1,033	2,066	—
教 育 費	件 数	—	29	33
	損害保険料支払額	—	184	211
	共 済 金 受 取 額	—	—	—
市場及び と 畜 場 特別会計	件 数	10	9	9
	損害保険料支払額	63	69	77
	共 済 金 受 取 額	—	—	—
合 計	件 数	1,245	1,488	1,425
	損害保険料支払額	7,252	11,092	10,542
	共 済 金 受 取 額	10,056	18,995	—

2 市域内景況感等の他都市比較

(1) 市域内の景況感

ア 各都市の調査方法

(ア) 名古屋市

市内の中小企業2,000事業所を無作為に抽出し、半年ごとに名古屋市景況調査（総合景況DI）を行っている。

(イ) 横浜市

市内企業・市内に事業所をおく企業約1,000社（大企業を含む）を無作為に抽出し、3か月ごとに横浜市景況・経営動向調査（自社業況BSI値）を行っている。

(ウ) 大阪市

市内の民営事業所（大企業含む）を無作為に抽出し、3か月ごとに大阪市景気観測調査（業況判断DI）を行っている。

(参考)

DI …業況判断指数を表す値。良いと回答した企業の割合から悪いと回答した割合を減じて求める。

BSI …企業が感じる景気の強弱感を算式により求めた値。自社業況BSIは、自社業況が良いと回答した割合から悪いと回答した割合を減じて求める。

イ 各都市の景況感指数の比較

区 分		名古屋市	横浜市	大阪市
平成 19 年	1月-3月期	△33	△ 0.6	△16.4
	4月-6月期		△14.8	△14.6
	7月-9月期	△48	△ 5.3	△16.8
	10月-12月期		△ 5.2	△11.5
平成 20 年	1月-3月期	△45	△16.4	△31.7
	4月-6月期		△31.1	△27.8
	7月-9月期	△59	△34.9	△34.1
	10月-12月期		△56.0	△48.2

区 分		名古屋市	横浜市	大阪市
平成 21 年	1 月-3 月期	△76	△69.7	△67.0
	4 月-6 月期		△69.2	△50.5
	7 月-9 月期	△75	△61.7	△38.7
	10月-12月期		△57.4	△37.7
平成 22 年	1 月-3 月期	△44	△48.7	△33.2
	4 月-6 月期		△38.9	△24.9
	7 月-9 月期	△41	△27.8	△27.2
	10月-12月期		△32.5	△18.6
平成 23 年	1 月-3 月期	△43	△24.5	△25.4
	4 月-6 月期		△39.7	△36.1
	7 月-9 月期	△38	△27.2	△23.7
	10月-12月期		△26.7	△19.2
平成 24 年	1 月-3 月期	△24	△29.2	△29.1
	4 月-6 月期		△25.9	△25.6
	7 月-9 月期	△34	△30.6	△24.6
	10月-12月期		△33.1	△20.0
平成 25 年	1 月-3 月期	△32	△28.3	△27.6
	4 月-6 月期		△18.2	△17.2
	7 月-9 月期	△24	△20.0	△13.0
	10月-12月期		△13.2	△ 2.1

(2) 倒産件数の推移と他都市・国比較

区 分	名古屋 市		横 浜 市		全 国	
	件 数	前年比	件 数	前年比	件 数	前年比
平成 19 年	331	105.4	306	125.4	14,091	106.4
平成 20 年	380	114.8	308	100.7	15,646	111.0
平成 21 年	411	108.2	379	123.1	15,480	98.9
平成 22 年	398	96.8	327	86.3	13,321	86.1
平成 23 年	412	103.5	289	88.4	12,734	95.6
平成 24 年	359	87.1	300	103.8	12,124	95.2
平成 25 年	358	99.7	272	90.7	10,855	89.5

- (注) 1 負債総額1,000万円以上の倒産件数を表す。
 2 名古屋市の倒産件数は株式会社東京商工リサーチに依頼し独自に集計したものである。
 3 横浜市の倒産件数はホームページで公開している資料に基づき作成した。なお、大阪市は倒産件数を公表していない。
 4 全国の倒産件数は株式会社東京商工リサーチがホームページで公開している資料に基づき作成した。

